

# 防災豆知識 vol.15



令和7年11月18日  
梅丘まちづくりセンター

## テーマ「避難所」

### その14 緊急医療救護所・避難所救護所

今回は、震災時の傷病者対応を行う緊急医療救護所・避難所救護所についてご案内します。震災時には、まず、区災害医療コーディネーターを中心とした「医療救護本部」が、うめとぴあ内の保健医療福祉総合プラザに設置されます。医療救護本部は、区内の医療救護活動の統括・調整を行う組織で、医療処置は行いません。

発災から3日間程度は、「緊急医療救護所」で傷病者対応（主にトリアージ）を行い、概ね4日目以降、区内20か所の指定避難所に開設する「避難所救護所」で医療従事者の巡回により対応します。

今までは、20か所の指定避難所を医療救護所とし、主にトリアージを行う計画でしたが、令和7年度の地域防災計画の改定の際に、このように変更になりました。

#### 1. 緊急医療救護所等

名称	説明
緊急医療救護所	発災後、速やかに、災害拠点病院などの隣接地等に設置する医療救護所で、主にトリアージ（災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
避難所救護所	おおむね急性期以降に、避難所内に設置又は医療従事者の巡回により傷病者への治療、慢性疾患、災害関連死予防、感染症対策等の対応を行う場所 （東京都地域防災計画では、避難所医療救護所と表記されている）
医療救護本部	医療救護活動の統括・調整を行う場所 （東京都地域防災計画では、医療救護活動拠点と表記されている）

#### 2. 緊急医療救護所の設置病院一覧

分類	名称	所在地
災害拠点病院	至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5-19-1
	関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1
	玉川病院	世田谷区瀬田4-8-1
災害拠点連携病院	都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1
	国立成育医療研究センター	世田谷区大蔵2-10-1
災害医療支援病院	自衛隊中央病院	世田谷区池尻1-2-24

#### 3. 梅丘地区周辺の避難所救護所

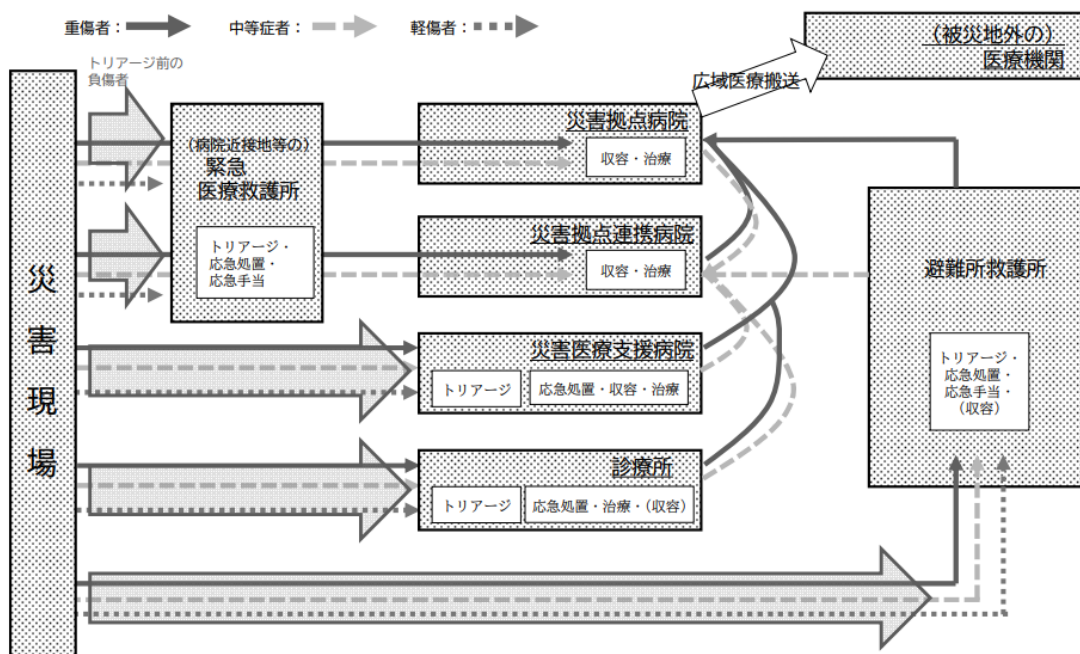
代田小学校（代田4丁目）、代沢小学校（代沢5丁目）、桜小学校（世田谷2丁目）

#### 4. 緊急医療救護所と避難所救護所の内容

名称	緊急医療救護所	避難所救護所（旧称：医療救護所）
1 時期	発災後からおおむね超急性期（72時間）まで	おおむね急性期（4日目以降）から慢性期まで
2 目的	傷病者に対する重症度に応じた適切かつ迅速な医療の提供	地域住民に対する医療等に関する対応
3 場所	災害拠点病院などの近接地等	区が指定した避難所
4 内容	発災後、速やかに医療従事者が集まり、傷病者にトリアージを実施し、軽症者への治療及び重症者や中等症者の搬送に対応する。	避難所に設置又は医療従事者の巡回により傷病者への治療、慢性疾患、災害関連死予防、感染症対策等に対応する。
5 開設基準	世田谷区に震度6弱以上の地震が発生したときは、全ての緊急医療救護所を開設する。震度5弱又は5強の地震が発生したときは、被災状況、災害拠点病院等の傷病者対応状況に応じて、各病院の災害対策本部と協議の上、開設する。	緊急医療救護所が縮小又は閉鎖され、かつ、被災状況等により、医療救護の必要を認めるときは、避難所救護所の開設判断を行い、開設する。
6 閉鎖基準	発災後3日目を目途に各病院の災害対策本部と協議の上、閉鎖の可否を判断する。	ライフライン等がほぼ復旧し、地域の医療機関や薬局等がおおむね再開している状況であるときは、避難所に関わる医療関係者と協議の上、閉鎖の可否を判断する。

#### 5. 医療救護の流れ

【災害時医療救護の流れ】避難所救護所



※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。  
 災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

※指定避難所に傷病者が運び込まれた場合、  
 どの様に医療救護所や避難所救護所に搬送する  
 のかといった課題があります。

今回は、遺体収容所についてご案内します。